



令和8年4月1日採用

## 赤平市会計年度任用職員募集要領

○募集受付期間：令和8年3月2日（月）から採用人数を満たすまで

○採用予定月日：令和8年4月1日または随時採用

会計年度任用職員とは

地方公務員法第22条の2の規定に基づき1会計年度内（4月1日から翌年3月31日まで）を任期として任用される非常勤の公務員です。地方公務員として地方公務員法が適用され、条件付採用や人事評価、懲戒処分、分限処分、服務規程（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務など）が適用となります。

### 1. 募集内容（職種及び採用予定人数等）

募集一覧をご覧ください。

### 2. 勤務条件

項目	内容
任用期間	任用開始日から令和9年3月31日までの1会計年度内で定められた期間 ただし、任用から1ヶ月間は条件付採用（試用）期間となります。 ※職種により任用期間が異なります。 ※勤務成績が良好で次年度も職がある場合、再度の任用もありますが、基本的には1会計年度で任用期間終了となります。
報酬額	募集一覧でご確認ください。 ※勤務時間等に変更があった場合には報酬額も変更となります。 ※経歴による加算があります。（上限あり）
諸手当	通勤、期末勤勉、時間外勤務手当等 ・ 期末手当 年1.725月分（支給月：6月0.8625月分、12月0.8625月分）支給。 ・ 勤勉手当 年1.05月分（支給月：6月0.525月分、12月0.525月分）支給。 ただし、在職期間に応じて支給割合あり。（30%～100%支給） 通勤、期末勤勉手当は、一定の条件を満たす場合に支給します。
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 ※職種や勤務場所によって異なる場合があります。
休暇	年次有給休暇、特別休暇等 ※任用期間、勤務時間等により日数が異なります。
休憩	1日の勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩があります。
社会保険	社会保険（北海道市町村職員共済組合加入〈短期組合員〉、厚生年金）、労災保険、雇用保険の適用があります。 ※一定の要件を満たす場合
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。 営利企業への従事（兼業）を行うことができます。ただし、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため留意してください。
その他	研修、人事評価、定期健康診断の対象となります。

3. 応募資格 資格、経験の必要な職があります。募集一覧をご確認下さい  
※障がい者手帳等をお持ちの方も募集します。  
自力で通勤でき、介護者なしで電話の応対や口頭での会話などの勤務ができる方。
4. 提出書類 ・赤平市会計年度任用職員登録申込書（本人手書）  
・履歴書（本人手書）  
・資格証等の写し（資格・免許等が必要な職種）  
※書類不備の場合は、受付できません。
5. 募集期間 採用人数を満たすまで（郵送可）  
市役所開庁時間の平日 8 時 30 分から 17 時まで（土・日・祝日を除く）
6. 選考方法 （1）書類選考  
（2）個人面接 ※必要に応じて実施  
※選考結果は、随時通知します。
7. 申込みできない方（地方公務員法第 16 条）  
・拘禁刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
8. その他 この選考において提出された書類は一切返却しません。  
この選考において市が収集する個人情報、選考及び採用に関する事務以外の目的では一切使用しません。ただし、採用者の個人情報は人事情報として使用します。  
応募状況等により登録申込者全員が希望職種に任用されるわけではありません。

**【お問合せ・申込み先】**

〒079-1192 赤平市泉町 4 丁目 1 番地  
赤平市役所総務課職員係 電話 0125-32-2211

※申込書・履歴書の配布は、上記問い合わせ先または  
赤平市ホームページからダウンロードできます。